

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程のあらまし

- 1 大阪府人事委員会の勧告を踏まえ、給料表並びに地域手当及び勤勉手当の支給割合の改定を行います。
- 2 平成31年4月から令和2年2月までの公民較差相当額を調整するため、令和2年3月の給料月額を減額します。
- 3 この規程は、公布の日及び令和2年3月1日から施行します。